

上尾市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 2 5 日

上尾市教育委員会

教 育 長 西 倉 剛

上尾市教育委員会規則第 7 号

上尾市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

上尾市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和 6 年上尾市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市教育委員会の所管する行政手続等における上尾市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

本則中「手続等に関し」を「行政手続等に関し」に、「情報通信の技術を」を「情報通信技術を」に、「市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「上尾市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。